



	平成27年度末現在額									平成28年度末現在額									平成29年度末現在額								
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分			
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
雑収入	92,331	121	8,791	1,428	81,927	1,549	90,718	0	62	61,707	70	4,881	1,533	55,144	1,604	60,025	-	77	43,189	41	6,889	1,426	34,776	1,468	41,666	24	29
国有財産利用収入	132	0	0	98	32	99	32	0	1	131	0	0	122	7	122	7	-	0	127	0	0	91	34	92	34	-	0
国有財産貸付収入	130	0	0	96	32	96	32	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	91	34	-	-	-	0
物件貸付料債権	130	0	0	96	32	96	32	0	1	129	0	0	119	7	120	7	-	0	127	0	0	91	34	92	34	-	0
物件使用料債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利子収入																											
利息債権	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
諸収入	92,198	120	8,791	1,329	81,894	1,450	90,686	-	61	61,575	69	4,881	1,411	55,136	1,481	60,017	-	76	43,062	41	6,889	1,334	34,742	1,376	41,632	24	28
公共事業費負担金																											
公共事業費地方負担金債権	90,156	-	8,344	-	81,812	-	90,156	-	-	59,833	-	4,740	-	55,093	-	59,833	-	-	41,534	-	6,862	-	34,671	-	41,534	-	-
東日本大震災復興公共事業費負担金																											
公共事業費地方負担金債権	126	-	126	-	-	-	126	-	-	140	-	140	-	-	-	140	-	-	19	-	19	-	-	-	19	-	-
受託調査試験及役務収入																											
受託事業費債権	153	-	153	-	-	-	153	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
弁償及返納金	1,460	106	163	1,119	14	1,225	178	-	55	1,322	59	0	1,178	13	1,237	13	-	71	1,268	22	0	1,183	14	1,205	14	24	24
費用弁償金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	31	-	-	-	31	-	-	-	56	-	-	31	-	31	-	24	-
返納金債権	929	105	-	805	12	911	12	-	5	883	1	0	864	11	865	11	-	5	846	19	0	809	12	829	12	-	4
加算金債権	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0
損害賠償金債権	530	0	163	313	2	314	165	-	50	407	26	-	313	1	339	1	-	65	364	2	-	341	1	343	1	-	19
延滞金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	-
雑入	297	10	3	210	67	220	71	-	5	278	10	0	233	29	243	29	-	5	240	19	7	151	56	170	64	-	4
諸納付金債権	20	4	2	13	-	18	2	-	-	25	8	-	17	-	25	-	-	-	41	17	-	24	-	41	-	-	-
返納金債権	2	-	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-
利得償還金債権	82	-	0	80	1	80	2	-	-	82	-	0	80	2	80	2	-	-	43	-	-	40	2	40	2	-	-
延滞金債権	167	6	0	104	53	110	54	-	2	145	2	-	119	20	121	20	-	2	134	2	1	82	46	84	47	-	2
利息債権	24	0	-	11	10	11	10	-	2	22	0	-	15	4	16	4	-	2	18	-	6	3	6	3	12	-	2
東日本大震災復興雑入																											
諸納付金債権	3	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	146,045	138	9,230	1,617	134,979	1,756	144,209	0	78	106,951	77	5,053	1,714	100,007	1,792	105,060	-	98	80,816	43	6,980	1,574	72,143	1,618	79,124	24	49

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

平成27年度

## 不納欠損額の内訳

農林水産省所管  
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	1	0	1	0	返納金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	151	59,150	151	59,150	物件使用料債権 42,005
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）	-	-	18	741	18	741	延滞金債権 609
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	3	146	251	142,904	254	143,050	物件貸付料債権 102,293
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	159	101,203	159	101,203	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	1	17	54	20,483	55	20,500	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	128	38	21,217	40	21,345	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成28年度

## 不納欠損額の内訳

農林水産省所管  
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	70	8,055	70	8,055	物件貸付料債権 1,636 物件使用料債権 2,245 損害賠償金債権 2,566
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	26	54,087	26	54,087	返納金債権 33,900 延滞金債権 20,187
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	43	7,069	43	7,069	損害賠償金債権 2,705 諸納付金債権 2,765
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	38	3,058	38	3,058	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	-	-	5	4,011	5	4,011	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成29年度

## 不納欠損額の内訳

農林水産省所管  
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	123	7,113	123	7,113	物件貸付料債権 4,287 不動産売払代債権 1,355
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）	-	-	34	48,684	34	48,684	返納金債権 46,250
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	123	115,529	123	115,529	損害賠償金債権 65,398 利得償還金債権 39,372
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	13	69,516	13	69,516	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	16	39,372	16	39,372	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	94	6,641	94	6,641	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	